

農地パトロールのお知らせ

藤沢市農業委員会では、農地の適正管理を推進するため、昨年度に引き続き農業委員及び農地利用最適化推進委員により、農地法第 30 条の規定に基づく農地パトロール（農地利用状況調査）を次のとおり実施します。

1 実施期間

2026 年 9 月 26 日（土）～10 月 21 日（水）

2 実施区域

市内全域

3 指導・調査

- (1) 農地パトロールの結果、遊休化が認められた農地については、土地所有者に対し、適正な肥培管理を行うよう指導（通知）をします。
- (2) 当該農地の今後の利用の意向について確認するため利用意向調査を行います。

4 農地中間管理機構と協議することの勧告等

- (1) 利用意向調査において、自ら管理する意思の表明もしくは意志の表明がない場合、6 カ月を経過しても遊休状態が改善されないときは、農地法第 36 条に基づき、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し当該農地中間管理機構と協議することの勧告が行われます。
- (2) 勧告に対し、農地中間管理機構の利用表明がない場合には、課税強化対象地となります。

遊休農地の課税強化について

○課税強化対象とならない遊休農地

利用意向調査の結果「農地中間管理機構の利用表明」をした場合

○課税強化対象となる遊休農地

利用意向調査の結果「自己管理・耕作」等の意向表明どおり対応しない場合

意向表明を行わない場合（調査に対する回答のない場合）



以 上

（お問い合わせ先） 藤沢市農業委員会事務局

TEL 0 4 6 6 （2 5）1 1 1 1

内線 3 4 4 2

0 4 6 6 （5 0）3 5 6 5

（直通）